

岩手県告示第 613 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 3 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社石川工務所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通一丁目 11 番 25 号
    - ウ 代表者の氏名 石川義樹
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第 1078 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 2 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 24 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社栄幸商会
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字前田 35 番地 3
    - ウ 代表者の氏名 高林昌幸
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 5555 号
  - (3) 処分の内容 ガラス工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 22 日付けでガラス工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 16 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 古舘電気
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町高水寺字稲村 52 番地 3
    - ウ 代表者の氏名 西村善一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 6114 号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 14 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 11 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 岩手ノーミ株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山二丁目 20 番 5 号
    - ウ 代表者の氏名 石澤清
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第 6773 号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月9日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年7月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社サラサホーム水沢
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字齊の神85番地5
- ウ 代表者の氏名 斎藤俊一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7796号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月24日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年7月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社小野寺建装
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区福吉町4番地26
- ウ 代表者の氏名 小野寺規久雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7978号
- (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月25日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年7月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社近藤建設
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字中村26番地1
- ウ 代表者の氏名 近藤ミトリ
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8534号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年6月27日付けで建築工事業、大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年7月9日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 和山建設
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市白鳥字湯殿11番地
- ウ 代表者の氏名 和山修
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第8980号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月8日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年7月8日
- (2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社櫻田建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西根大宮 137 番地 2

ウ 代表者の氏名 櫻田キヨ

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 9708 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 7 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 25 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社佐藤建興

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町沼返 114 番地 2

ウ 代表者の氏名 佐藤幸夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 20104 号

(3) 処分の内容 石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 22 日付けで石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 1 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社 N T T 東日本-岩手

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目 2 番 2 号

ウ 代表者の氏名 伊藤史典

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 20210 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 30 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 3 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 北光コンサル株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南仙北二丁目 3 番 35 号

ウ 代表者の氏名 谷上敏夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 20309 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 1 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 20 年 6 月 23 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ロードテック

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東桜山 14 番 8 号

ウ 代表者の氏名 畑山耕作

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 20354 号

（3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 19 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14（1） 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 4 日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社モリキョウ

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字細谷地 97 番地

ウ 代表者の氏名 小笠原豊

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 20361 号

（3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成 20 年 6 月 30 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15（1） 処分をした年月日 平成 20 年 7 月 16 日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東照建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田町二丁目 9 番 13 号

ウ 代表者の氏名 長瀬史生

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-19）第 4452 号

（3） 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成 20 年 7 月 14 日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。